⑶　参加表明書の提出期限及び方法
①　提出期間　令和２年５月11日（月）から令和２年６月15日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
ただし、上記期間内に参加表明書の提出者がいない場合は、参加表明書の提出期間を延長する場合がある。
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、５⑶①の期間に、５⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合には（正）１部及び（副）として電子データ（ＰＤＦ及びエクセルファイル）を格納したＣＤ－Ｒ１枚を提出するものとする。
⑷　技術提案書の提出期限及び方法
①　提出期間　令和２年８月18日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、５⑷①の期間に、５⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合には（正）１部及び（副）として電子データ（ＰＤＦファイル）を格納したＣＤ－Ｒ１枚を提出するものとする。
６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は完成保証人を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ。
⑸　２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は令和２年７月３日（金）を予定している。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　詳細は説明書による。
７　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Widening details design of the Yamato viaduct on the Tomei Expressway
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 15 June 2020
If there is no submitter of the statement of participation, the period of submission of the statement of participation may be extended.
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 18 August 2020
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国会議事堂本館耐震診断等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和２年５月11日
衆議院庶務部副部長
庶務部会計課長事務取扱　白藤　知木
◎調達機関番号　001　◎所在地番号　13
１　業務概要
⑴　業務名　国会議事堂本館耐震診断等業務
⑵　業務内容　本業務は、国会議事堂本館の耐震診断及びそれに必要な建築物調査等の次の業務を行うものである。
ア．構造体及び非構造部材の耐震診断
イ．ア．に必要な建築物調査、地盤調査等の計画立案
ウ．ア．に必要な建築物調査、地盤調査等の実施
⑶　履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。
令和２年７月下旬から令和５年３月31日まで
２　申請の時期
令和２年５月11日から令和２年５月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日等（国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和63年法律第105号）第１条に規定する休日（以下「休日」という。））は除く。）。
なお、令和２年５月22日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、技術提案書の提出期限までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和２年５月11日から衆議院庶務部営繕課（東京都千代田区永田町１－６－３衆議院第二別館７階庶務部営繕課契約係）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
なお、設計共同体としての資格を得ようとする者の申請方法等については、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号。以下「共同設計方式の取扱いについて」という。）を準用する。この場合において、「国土交通省」を「衆議院」に、「部局長」を「衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱」にそれぞれ読み替えるものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に国会議事堂本館耐震診断等業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
４　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　衆議院及び参議院における平成31・32年度測量・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格の業種区分うち「建設コンサルタント」の認定を受けていること。
③　衆議院又は参議院から指名停止等を受けていないこと。
④　「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月30日付け衆議院庶務部会計課長）の「４　競争に参加することができない者」に該当しない者であること、及び「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月30日付け参議院庶務部会計課長）の「４　競争に参加できない者」に該当しない者であること。